

小布施町から転出される方へ

H27.4

小布施町に在住中は町政にご協力いただきまして、ありがとうございました。

★新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村役場に次のものを添えて、転入届をしてください。(なお、正当な理由なく14日以内に届出をしない場合、法律により過料に処せられることがありますので、ご注意ください。)

①転出証明書 ②印鑑(認印) ③本人確認書類(運転免許証等) ④国民年金手帳(加入者のみ) ⑤介護保険受給資格証明書(加入者のみ)

★転出証明書を発行後に、転入地を変更し別の住所へ転入する場合は、実際に転入した市区町村窓口にて転出証明書を提出し、転入の手続きをしてください。

★転出証明書を発行後に、転出を取りやめる場合は、転出証明書をご持参のうえ、速やかに当健康福祉課窓口で転出取り消しの手続きをしてください。

手続きの場所	対象となる方	小布施町での手続き	新住所地での手続き
健康福祉課	印鑑登録をされている方	転出日(予定日)をもって登録は廃止となります。印鑑登録証をお返してください。	登録をご希望の方は、新たに手続きをしてください。
	児童手当を受けている方	児童手当受給事由消滅届を提出してください。	健康保険証、所得証明書、振込先口座番号の控えを持参し、改めて受給の手続きをしてください。(その他の書類が必要な場合もあります)
	福祉医療を受けている方	転出日(予定日)で資格が無くなりますので、資格者証をお返してください。	新住所地の受給対象となるか確認のうえ、改めて手続きをしてください。
	国民年金を受給されている方		住所変更のハガキを受け取り、記入して投函してください。
	国民健康保険に加入の方	国民健康保険証をお返してください。	新たに加入手続きをしてください。
	後期高齢者医療制度に加入の方(75歳以上)	被保険者証をお返してください。県外へ転出される方は、転出先の市町村で必要となる「負担区分証明書」の発行を受けてください。	県内へ 改めて加入の手続きをしてください。 県外へ 「負担区分証明書」を持参し、新たに加入手続きをしてください。
	介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上)	転出日(予定日)をもって資格が無くなりますので、被保険者証をお返してください。	新たに発行の手続きをしてください。
	犬を飼われている方		犬も転出する場合は犬の登録事項の変更手続きをしてください。
総務課	口座・税金関係	税務会計係窓口にお立ち寄りください。	新住所地の税務窓口でご相談ください。
	同報無線機関係	世帯全員で転出される場合は、町から貸与の同報無線戸別受信機をお返してください。	
建設水道課	上下水道関係	上下水道係窓口にお立ち寄りください。	新住所地の水道窓口でご相談ください。
教育委員会	小中学校関係	教育委員会(公民館2階)にお立ち寄りください。	新住所地の教育委員会でご相談ください。
	保育園・幼稚園関係	退園の手続きをしてください。	新住所地でご相談ください。